

スクールソーシャルワーカーだより

～お気軽に相談を～

新年度が始まり、お子さんたちは勉強や部活動など忙しい毎日を過ごしていると思います。お子さんたちはこれからの学校生活の中で多くのことを悩みながら自分を見つめる大事な時期であり、また、保護者の皆様もお子さんと一緒にいろいろな悩みに向き合うこともあると思います。

保護者の皆様やお子さんの問題解決に向けて、本校では今年度も、スクールソーシャルワーカーとして藤田志津さんに来ていただき、いろいろな相談ができるようになりました。お子さんだけでなく、保護者の皆様からの相談も受け付けていますので、遠慮なく申し込んでいただき、ご活用いただければと思います。



〈スクールソーシャルワーカー 藤田志津さんからのメッセージ〉

保護者のみなさまへ

スクールソーシャルワーカーという言葉は初めて聞いた方もいらっしゃると思います。それぞれ呼び方は異なることがありますが、行政機関、医療機関、介護福祉施設、児童福祉施設、社会福祉協議会などにもソーシャルワーカー（相談員）がいます。18年ほど前から、宮城県の学校にもソーシャルワーカーが配置されるようになりました。

まずはみなさまに学校にも相談できる場があるということを知っていただきたいと思います。一年間どうぞよろしく願いいたします。

■Q1. 誰が利用できますか？

A. 生徒・保護者のみなさまからのご相談をお受けしております。

■Q2. どんな相談ができますか？

A. 家庭での生活や学校での生活の中で困ったことがあれば、どんなに些細なことでも、まずはお話を聞かせていただきたいと思っています。どこの誰に相談したらよいのか悩んだ時にも、どうぞご活用ください。

■Q3. スクールカウンセラーとの違いは？

A. カウンセラーは「心」に向き合いますが、ソーシャルワーカーは「起きている現実」に向き合います。困り事に対して、知識や技術を駆使し、時に法律や制度を利用して解決できるよう努めます。

★相談の受け方★

1. 場 所 本校 C棟2階 相談室（生徒昇降口の上の部屋です）
2. 時 間 4～6校時、（7校時）、昼休み（12:45～13:15）
3. 申込方法 直接、または電話（学校代表 022-366-1225）で申し込んでください。申込先は、相談係（武田英子）、担任、保健室（大友・結城）いずれも可能です。
4. 相談日 相談日が変更になることもありますので、ご確認の上申し込んでください。



月 日	月 日	月 日
4月13日（月）	8月31日（月）	12月11日（金）
5月11日（月）	9月17日（木）	1月19日（火）
6月12日（金）	10月16日（金）	2月22日（月）
7月21日（火）	11月11日（水）	3月16日（火）